

宇部市オンライン導入支援事業費補助金 募集要領

宇部市では、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越えるために、IT・オンライン化を進める市内中小企業者等を対象に、「withコロナ社会」を見据え、非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワークの導入、WEB説明会等の採用活動など、IT・オンライン化の取組みを支援することとしており、以下のとおり募集します。

1 補助金の目的

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業等が、非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワークの導入、採用活動のオンライン化を実施する際に必要な導入経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、コロナ禍に対応した事業活動のIT・オンライン化を促進することを目的として交付します。

2 対象事業者

応募できるのは、以下の要件をすべて満たす市内中小企業者とします。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受けて同種の事業を行う者でないこと。

※用語の定義

・市内中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する中小企業者で、資本金・従業員数が以下の企業又は個人であり、市内に事業所を有する者

※中小企業者

業種	資本金・従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下 又は 300人以下
② 卸売業	1億円以下 又は 100人以下
③ サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
④ 小売業	5千万円以下 又は 50人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合等は対象外

3 対象事業及び対象経費

補助金の対象となる事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。

補助事業	補助対象経費		補助率・ 補助限度額
	個別区分	共通区分	
非対面型 ビジネス モデルへ の転換	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引（EC）の導入経費 ・モール型 EC サイトへの初期登録料、月額利用料 ・WEB 受発注システムの導入経費 ・WEB マーケティングの導入経費 ・その他、営業活動の IT・オンライン化と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の外注費、委託料 (IT・オンライン導入に係るコンサルティング費用等) ・補助事業に関連したソフトウェアの導入経費 ・IT・オンライン導入に係る設置、設定費用 ・補助事業に関連したセキュリティ強化経費 ・周辺機器購入経費 (PC、タブレット、スマートフォン除く) ・通信機器レンタル料 (令和3年2月分まで) ・利用料、使用料 (システム、クラウドなど令和3年2月分まで) ・導入後の運用サポート費用 (令和3年2月分まで) (消費税及び地方消費税は除く。) 	補助率 10/10 補助限度額 30万円 (補助下限額) 10万円 (実支出額に補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額を交付額とする。千円未満の端数切り捨て) ※ただし、備品購入費の補助額は、備品購入費以外の合計額を上限とする。
テレワーク 環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションツールの導入経費 ・VPN 導入経費 ・シンクライアントサーバ導入経費 ・仮想デスクトップ導入経費 ・不正アクセス対策経費 ・その他テレワーク環境の整備に必要と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機器レンタル料 (令和3年2月分まで) ・利用料、使用料 (システム、クラウドなど令和3年2月分まで) ・導入後の運用サポート費用 (令和3年2月分まで) (消費税及び地方消費税は除く。) 	
採用活動 のオンラ イン化	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB 面接の導入経費 ・WEB 説明会の導入経費 ・その他、採用活動のオンライン化と認められる経費 (消費税及び地方消費税は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後の運用サポート費用 (令和3年2月分まで) (消費税及び地方消費税は除く。) 	

※物品の購入費用について、取得価格が10万円（税抜き）未満のものは消耗品、10万円（税抜き）以上のものは備品とします。

※申請が可能な補助事業は、1事業者あたり1補助事業とします。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

※補助下限額は10万円（税別）となります。

※備品購入費の補助額は、備品購入費以外の合計額を上限とします。

4 対象となる事業期間

令和2年7月28日（火）から令和3年3月1日（月）までとします。

※原則として、事業の実施は、交付決定後に行っていただくようお願いします。

ただし、令和2年8月31日（月）までに申請された場合に限り、交付決定前であっても令和2年7月28日（火）以降に実施した事業については、申請対象とします。

5 申請受付期間

令和2年8月12日（水） ～ 令和2年11月30日（月）

（※受付期間を12月23日（水）まで延長します。）

（※先着順：期限到来前でも予算がなくなり次第締め切り）

6 申請方法

下記URLから申請書をダウンロードの上、電子申請または郵送により申請してください。

（1）電子申請

「うべ電子申請サービス」から必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。下記URLからお手続きいただけます。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/shougyou/onlinedounyuu.html>

（2）郵送申請

提出書類を下記へ郵送ください。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 雇用創造課 雇用促進係

※受領後、書類不備がある場合や記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

電話での事前相談も受け付けていますので、ご相談ください。

7 提出書類

※申請書は市ホームページ、雇用創造課、各ふれあいセンターで入手できます。

（1）交付申請時提出書類（各1部）

- ①オンライン導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④法人登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又は開業届の写し等
- ⑤市税の滞納がないことを証明する納税証明書
- ⑥補助対象事業の概要がわかる資料
- ⑦見積書

（2）実績報告時提出書類（各1部）

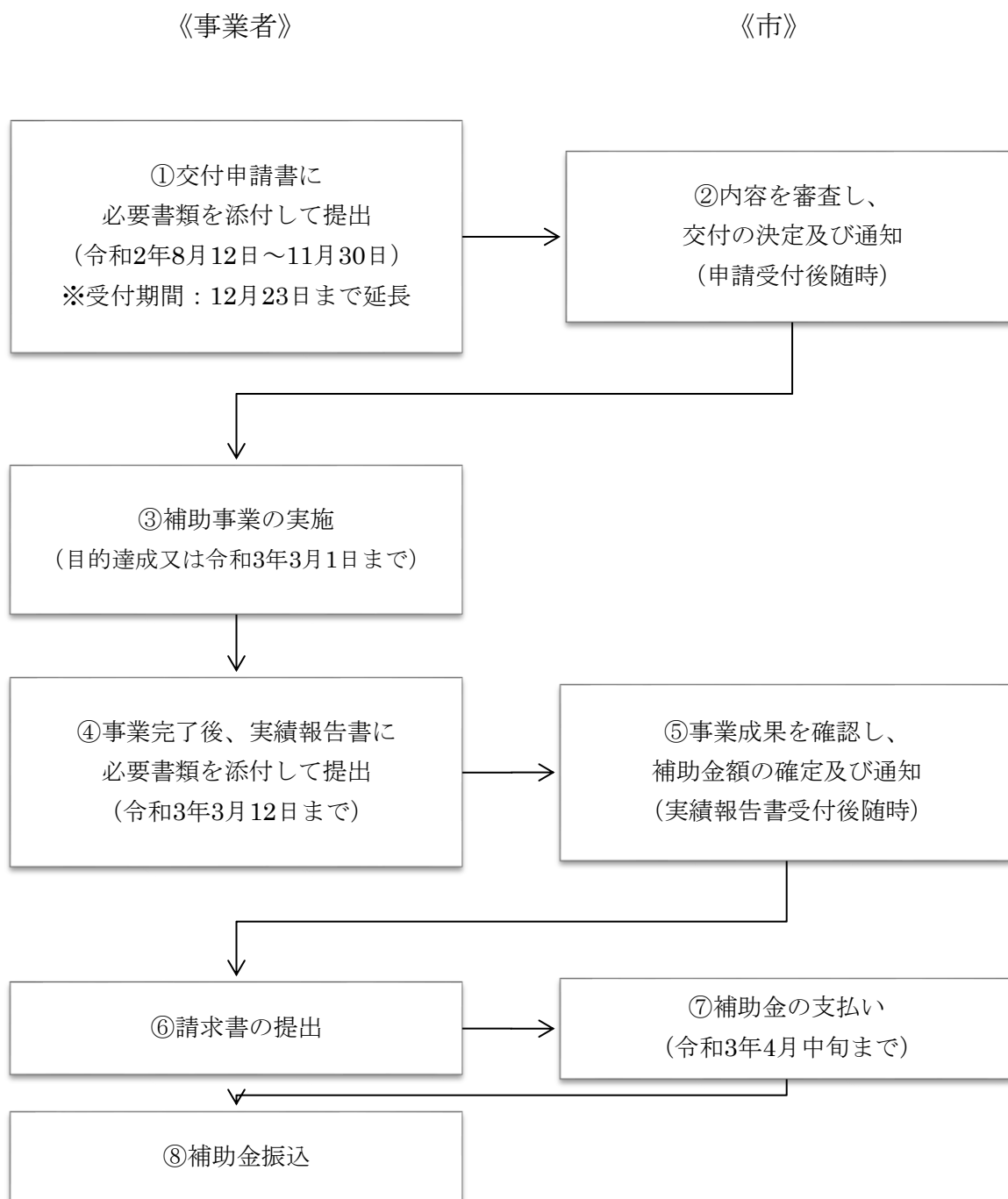
- ①オンライン導入支援事業費補助金事業実績報告書（様式第6号）
- ②事業実績報告書（別紙1）
- ③収支決算報告書（別紙2）
- ④支出が確認できる書類（契約書、領収書、振込明細書等の写し）
- ⑤事業の実施内容が確認できる書類

8 補助金の交付決定

先着順に申請書を受付後、随時申請内容を市で審査し、予算の範囲内で決定します。

9 留意事項（必ずお読みください）

- (1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。なお、実績報告書は事業完了後もしくは、令和3年3月12日までに提出してください。
- (2) 補助対象事業に関する経費の支払いは、必ず実績報告書の提出期限（令和3年3月12日）までに完了してください。経費の支払いが完了していない部分は、補助金の交付の対象となりません。
- (3) 補助対象事業の実施につきましては、令和3年3月1日までとされていますが、補助対象事業における契約及び支払いが完了し、申請目的（オンラインの導入）を達成した場合は、その時点で事業完了となりますので、実績報告書を提出いただくことが可能となります。
（例：月額制のサービス利用料等を令和3年2月分まで補助対象経費とした場合は、令和3年2月分までの支払いが完了した時点を支払い完了とみなします。）
- (4) 交付決定を受けた後に、事業内容や金額を増額変更（軽微な内容変更や減額変更は除く。）しようとする場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前に所定の変更申請書により承認を得ていただくこととなりますので、必ず変更契約前にお申し出ください。
- (5) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (6) 申請内容が補助対象外の場合は不採択となります。不採択となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。



宇部市 商工水産部 雇用創造課 雇用促進係
 電話 0836-34-8356 FAX 0836-22-6041
 e-mail : kgkoyo@city.ube.yamaguchi.jp